届出が必要な案件について

① 住所を変更した場合

事務室で住所変更届の用紙を受領し、必要事項を記入して「住民票」(写しでも可)を添えて提出してください。

あわせて生徒証の修正も行いますので、生徒証の提出もお願いします。

② 通学経路を変更する場合

事務室で通学経路変更届の用紙を受領し、必要事項を記入して提出してください。あわせて生徒証の修正も行いますので、生徒証の提出もお願いします。

③ 生徒証等を紛失した場合

事務室で再交付願の用紙を受領し、必要事項を記入して提出してください。

④ 保護者に変更が生じた場合

事務室で保護者変更届の用紙を受領し、必要事項を記入して提出してください。

⑤ 名前に変更が生じた場合

事務室で名前変更届の用紙を受領し、必要事項を記入して「住民票」(写しでも可)を添えて提出してください。

*学校事務室は、平日8時30分~17時の間、窓口で受付を行っています。

必要な届出等がある場合は、上記の時間内にお越しください。

また、届出事項によって本人確認させていただく場合がございますので、生徒が窓口に来る場合は生徒証を、保護者が来校する場合は本人確認書類(運転免許証や保険証等)を、その他の方が来校される場合は委任状と来校される方の本人確認書類と保護者の本人確認書類(写しでも可)の3点をご持参ください。